

独立行政法人国立高等専門学校機構における
公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針

平成27年1月26日
理事長（最高管理責任者）裁定

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における様々な活動を実施するために必要な公的研究費等は、大部分が貴重な国民の税金であって、社会の信頼と負託によって支えられています。

その公的研究費等の不正使用は社会からの信頼等に反する行為であり、公的研究費等の管理については機構の責任において適正に行わなければなりません。

機構は、公的研究費等の不正使用根絶に向けて、当該不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針を定めます。

1. 公的研究費等の不正使用防止対策に当たって、教職員のとるべき行動を明確にする。
2. 公的研究費等の不正使用の防止対策に関して、機構内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を周知・公表する。
3. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、公的研究費等の不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
4. 公的研究費等の不正使用を防止するための計画を策定し、実効性のある対策を確実に継続的に実施する。
5. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費等の適正な運営、管理を行う。
6. 本基本方針は、機構内外の状況及び環境の変化などを踏まえて柔軟に見直しを行い、実効性を確保する。